

テーマ：医師の労働時間の把握はなぜ必要か

医療法改正により、**労務管理の徹底**が医師にも課されることとなりますが、そもそもなぜ時間に縛られなければならないのかという疑問を抱く先生も多いことかと思えます。

適切な手段による**労働時間把握**が大切な理由について、今一度見直してみましょう。

●Point1 「全てはガイドラインで定められています」

一般企業で働く方には「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」が定められているように、医師のみなさんにも「**医療機関の医師の労働時間短縮の取組の評価に関するガイドライン**」が定められています。

これを要約すると、労働時間の把握には原則として**客観的な記録が必要**となっています。つまり、だいたい何時間くらい働いているということではなく、タイムカードや勤怠記録システムなどを使って、**正確な把握**が必要ということになります。

この労働時間の把握が、今後の**医師の労働時間短縮**に大きな役割を果たすことになってきます。

●Point2 「研鑽の時間なのか、自己研鑽の時間なのか」

労働時間を正確に把握するには、**診療時間以外の時間帯も明確**にする必要があります。

医師のみなさんは研究も大切な時間となりますが、この時間をどのように切り分けるかで労働時間は大きく変わってきます。また、副業を行っている医師の方は、**副業先での労働時間も把握**していただく必要があります。そのためには「だいたいの時間」ではなく、「**明確な時間**」をカウントすることが求められるのは明らかです。

今後B水準やC水準といった時間外労働を行うための適用基準が進む中で、最重要課題となってきますので、今から準備していただくことをお勧めいたします。

(参考) 自己研鑽の判断
基準に係る厚労省通達



●Point3 「病院だけでなく、受診する患者も労働時間を意識しなければならない時代」

医師の働き方改革では、**タスクシフト**や**タスクシェア**などが大きな課題になっており、効率化を模索する動きが高まっていますが、受診する患者に対しても理解を示していただく時代でもあります。

医療法第6条の二第3項には、**国民も良質かつ適切な医療の効率的な提供に資する**よう、医療機関の機能等についての理解を深め、医療に関する選択を適切に行い、適切に受診するよう努めなければならないと書かれています。

患者が受診の必要性や医療機関の選択等を適切に理解して医療にかかることができれば、医療提供者側の過度な負担が軽減され、医療の質・安全確保につながります。そのため、医師の働き方改革は、受診する患者にとっても重要なこととなるのです。

無料
お困りのことやご不明な点などがございましたらお気軽にご相談ください！
社会保険労務士と医業経営コンサルタントがアドバイスいたします(秘密厳守)。

東京都医療勤務環境改善支援センター随時相談窓口

☎ 03-6272-9345 (平日9時30分から17時30分まで)

詳細はこちらから検索！ ⇒

東京都 勤務環境

検索



勤務環境かいぜんサポートナビ